

国立大学法人京都大学教職員給与規程及び
国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略) (給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 俸給の支給日は、毎月<u>17日</u>とする。ただし、支給日が<u>日曜日</u>に当たるときは前々日、<u>土曜日</u>に当たるときは前日、休日<small>(夏季一斉休業日を除く。)</small>に当たるときは翌日を支給日とする。</p> <p>2～5 (略) (中 略) (管理教職員特別勤務手当)</p> <p>第27条 別表第9の職名欄に掲げる職にある教職員(以下「管理監督教職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第11条及び第13条に規定する週休日又は休日(以下「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 } (略) 3 }</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程 (平成27年達示第56号)</p> <p>(前 略) (支給日及び支給方法)</p> <p>第6条 職務給は、その額を12で除して得た額を毎月<u>17日</u>に支給する。ただし、支給日が<u>日曜日</u>に当たるときは前々日、<u>土曜日</u>に当たるときは前日、休日<small>(夏季一斉休業日を除く。)</small>に当たるときは翌日を支給日とする。</p> <p>2 } (略) 3 }</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員給与規程 (令和7年達示第7号)</p> <p>(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 俸給の支給日は、毎月<u>21日</u>とする。ただし、支給日が勤務時間等規程第11条及び第13条に規定する週休日又は休日(以下「週休日等」という。)に当たるときは当該週休日等に当たる日前の最も近い週休日等でない日を支給日とする。</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>(管理教職員特別勤務手当)</p> <p>第27条 別表第9の職名欄に掲げる職にある教職員(以下「管理監督教職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日等に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第7号) この規程は、令和7年7月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程 (令和7年達示第7号)</p> <p>(支給日及び支給方法)</p> <p>第6条 職務給は、その額を12で除して得た額を毎月<u>21日</u>に支給する。ただし、支給日が勤務時間等規程第11条及び第13条に規定する週休日又は休日(以下「週休日等」という。)に当たるときは、当該週休日等に当たる日前の最も近い週休日等でない日を支給日とする。</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第7号) この規程は、令和7年7月1日から施行する。</p>